

歯科 診療報酬改定の概要

- 効率的・効果的で質の高い歯科医療提供体制の構築
- 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実
- 生活の質に配慮した歯科医療の推進

**効率的・効果的で質の高い歯科医療提供体制の構築
口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実
生活の質に配慮した歯科医療の推進**

令和4年度歯科診療報酬改定のポイント

効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築

【かかりつけ歯科医の機能の充実】

- **かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の見直し**
 - ・施設基準について、地域における連携体制に係る要件等の見直し

【地域包括ケアシステムの推進のための取組】

➢ 総合的医療管理に係る医科歯科連携の推進

- ・口腔に症状が発現する疾患の医科歯科連携を推進するため、総合医療管理加算等について対象疾患及び対象となる医療機関の見直し

➢ 在宅医療における医科歯科連携の推進

- ・診療情報提供料（I）歯科医療機関連携加算について、対象医療機関及び患者の拡充【医科点数表】

【質の高い在宅歯科医療の提供の推進】

- **20分未満の歯科訪問診療の評価の見直し**
 - ・歯科訪問診療の実態を踏まえ、診療時間が20分未満の歯科訪問診療を行った場合の見直し
- **在宅療養支援歯科診療所の施設基準の見直し**
 - ・質の高い在宅歯科医療の提供を推進するため、在宅療養支援歯科診療所1及び2の施設基準について、歯科訪問診療の実績要件等を見直すとともに、施設基準に関連する評価の見直し

患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

1. 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進

【歯科外来診療における感染防止対策の推進】

- ・施設基準に新興感染症に関する研修を追加するとともに、歯科初診料・再診料を引き上げ
(歯科初診料：261点→264点、歯科再診料：53点→56点)

【ライフステージに応じた口腔機能管理の推進】

➢ 口腔機能管理料の対象患者の見直し

- ・口腔機能の低下がみられる年齢等の実態を踏まえ、対象患者の範囲を65歳以上から50歳以上に拡充

➢ 小児口腔機能管理料の対象患者の見直し

- ・口腔機能の発達不全がみられる年齢等の実態を踏まえ、対象患者の範囲を15歳未満から18歳未満に拡充

【歯科固有の技術の評価の見直し】

➢ 新規技術の保険導入等

- ・CAD/CAMインレー
- ・口腔細菌定量検査
- ・先天性疾患等に起因した咬合異常に対する歯科矯正の適応症の拡充など

➢ 歯科用貴金属材料の随時改定の見直し

【歯科口腔疾患の重症化予防の推進】

➢ 歯周病の重症化予防の推進

- ・歯周病定期治療(I)及び(II)について、整理・統合するとともに、評価を見直し

➢ う蝕の重症化予防の推進

- ・フッ化物洗口指導について、現在の罹患状況等を踏まえ、対象患者の範囲を13歳未満から16歳未満に拡充
- ・フッ化物歯面塗布処置について、初期の根面う蝕に係る対象患者の範囲に在宅療養患者に加えて65歳以上の外来患者を追加

【歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化】

➢ 歯科診療特別対応連携加算の見直し

- ・施設基準に他の歯科医療機関との連携を加えるとともに評価を引き上げ

2. 医療におけるICTの利活用・デジタル化への対応

➢ 情報通信機器を活用した在宅歯科医療の評価

- ・訪問歯科衛生指導の実施時に、歯科医師が情報通信機器を用いて状態を観察し、当該観察の内容を次回以降の診療に活用した場合の評価を新設

かかりつけ歯科医の機能の充実

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の見直し

- ▶ 地域の関係者との連携体制を確保しつつ、口腔疾患の重症化予防や口腔機能の維持・向上を推進する観点から、かかりつけ歯科医の機能の評価について、地域における連携体制に係る要件及び継続的な口腔管理・指導に係る要件を見直す。

現行

【かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所】

〔施設基準〕

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 過去1年間に歯周病定期治療(Ⅰ)又は歯周病定期治療(Ⅱ)をあわせて30回以上算定していること。

イ～エ (略)

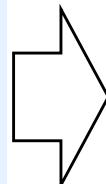
(8)(5)に掲げる歯科医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当すること。

ア～ク (略)

(新設)

ケ 自治体が実施する事業に協力していること。

コ・サ (略)



改定後

【かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所】

〔施設基準〕

(2) 次のいずれにも該当すること。

ア 過去1年間に歯周病定期治療又は歯周病重症化予防治療をあわせて30回以上算定していること。

イ～エ (略)

(8)(5)に掲げる歯科医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当すること。

ア～ク (略)

ケ 過去1年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等における定期的な歯科健診に協力していること。

コ 自治体が実施する事業（ケに該当するものを除く。）に協力していること。

サ・シ (略)

歯科固有の技術の評価の見直し

金属代替材料による歯冠修復物の評価の新設

- コンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて作成した、金属代替材料による歯冠修復物の評価を新設する。

(新) CAD/CAMインレー

750点

[算定要件]

- (1) CAD/CAMインレーとは、CAD/CAM冠用材料との互換性が制限されない歯科用CAD/CAM装置を用いて、作業模型で間接法により製作された歯冠修復物をいい、隣接歯との接触面を含む窩洞（複雑なもの）に限り認められる。
- (2) CAD/CAMインレーは以下のいずれかに該当する場合に算定する。
- イ 小臼歯に使用する場合
 - 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において第一大臼歯に使用する場合
 - ハ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者において、大臼歯に使用する場合（医科の保険医療機関又は医科歯科併設の医療機関の医師との連携の上で、診療情報提供（診療情報提供料の様式に準ずるもの）に基づく場合に限る。）

[施設基準]

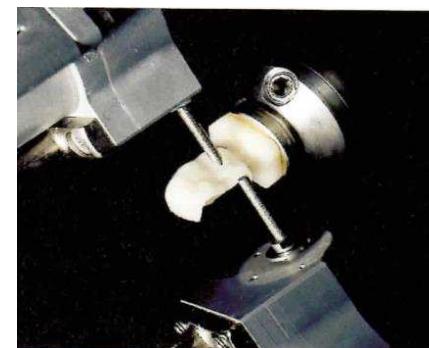
- 十分な体制が整備されていること。
- 十分な機器及び設備を有していること又は十分な機器及び設備を有している歯科技工所との連携が確保されていること。



参考：金属歯冠修復
(インレー)



CAD/CAMインレー



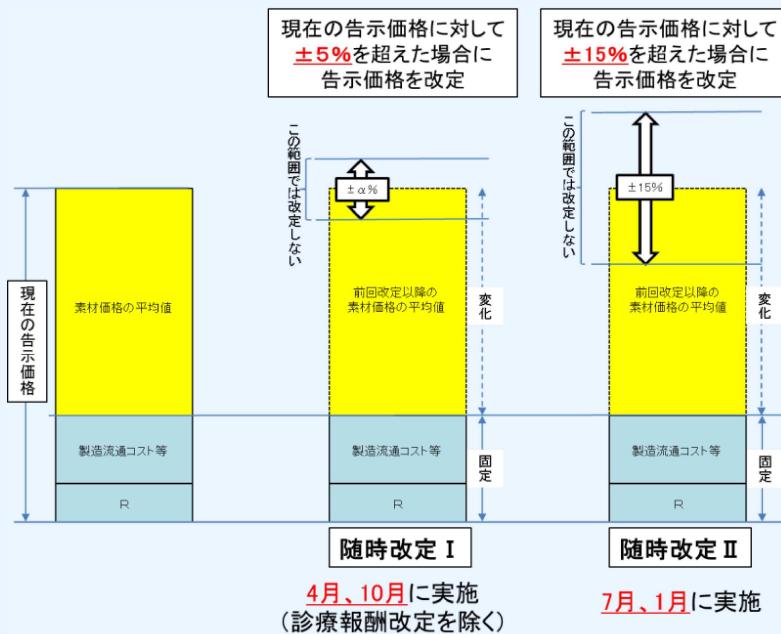
出典) 保存修復学 第6版 (医歯薬出版株式会社)

歯科用貴金属の随時改定の方法の見直し

- 歯科用貴金属の基準材料価格について、素材価格の変動状況を踏まえ、変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定を行うなどの見直しを行う。

現行

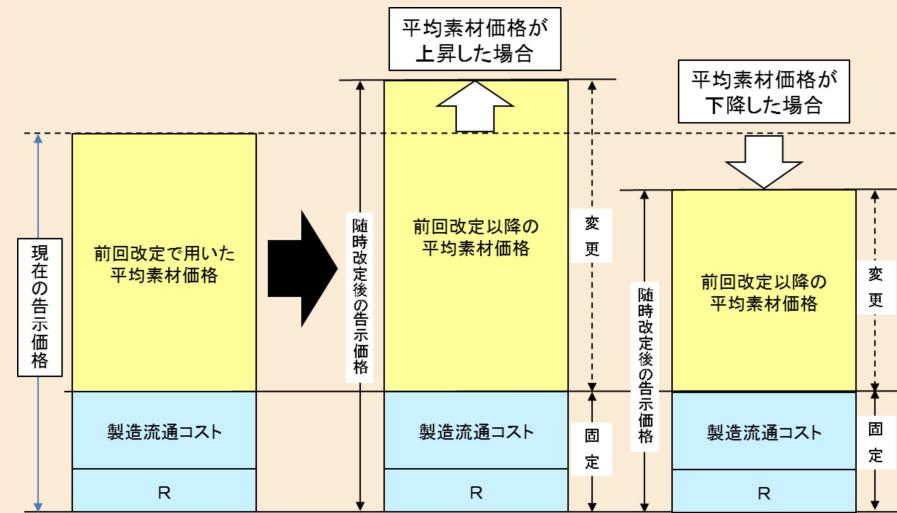
- 現在の告示価格に対して平均素材価格が一定以上変動した場合に改定



- 前回改定以降、改定3カ月前までの平均素材価格を使用

改定後

- 変動幅に関わらず、平均素材価格に応じて年4回（4月、7月、10月、1月）に改定



- 前回改定以降、改定2カ月前までの平均素材価格を使用